

一般事業主行動計画

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年10月10日～平成32年10月9日までの3年間

2. 内 容

目 標 1 : 育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

< 対 策 >

- 育児休業制度等の社内通知を促進し、男性社員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。